

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出及び添付書類は平成23年4月4日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成23年4月4日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

平成22年12月3日

相模原市長 加山 俊夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドイト相模原本店
南区上鶴間本町9丁目984番地1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
有限会社舞鶴商事
南区上鶴間2丁目5番29号
代表取締役 市川 薫江 ほか1者
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1, 998 m ²	3, 716 m ²

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
午前10時00分から翌午前5時00分	午前6時00分から午後10時00分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場 A	午前 10 時から翌午前 5 時 30 分 (一部は午前 10 時 00 分から翌午前 1 時 00 分)	駐車場①	午後 5 時 30 分から午後 10 時 30 分 (一部は午前 6 時 00 分から午後 10 時 30 分)
駐車場 B	午前 10 時から翌午前 5 時 30 分	駐車場②	午後 5 時 30 分から午後 10 時 30 分
駐車場 C	午前 10 時から翌午前 5 時 30 分	駐車場③	午後 5 時 30 分から午後 10 時 30 分

(5) 荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 9 時 00 分から午後 7 時 00 分	午前 6 時 00 分から午後 7 時 00 分

4 変更する年月日

平成 22 年 12 月 15 日 ほか

5 届出年月日

平成 22 年 11 月 19 日

6 縦覧場所

中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

相模原市環境経済局経済部商業観光課

南区相模大野 5 丁目 31 番 1 号

南区役所行政資料コーナー